

## 福井地裁の判決を重く受けとめ、原発再稼働の中止を求める意見書

福井県内外の住民が関西電力大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを求めた裁判で、福井地裁は、5月21日、「大飯発電所3号機4号機原子炉を運転してはならない」（主文）と、2基の原発の再稼働差し止めを命ずる判決を下した。東京電力福島第一原発の事故後、初の判決である。判決文は、「ひとたび深刻な事故が起きれば多くの人命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められてしかるべきである」とし、「人格権は憲法上の権利であり、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない」。「とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害の恐れがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求できることになる」とし、原発が持つ本質的な危険性を具体的に指摘し、再稼働の差し止めを求めた。

現在、全国にある48基の原発すべてが停止しているが、そのうち18基の原発について電力会社などが再稼働を申請している。その一つ、九州電力川内原発については、近くに桜島や霧島といった活発な火山が爆発と噴火を繰り返し、火砕流が何度も襲っている。火山噴火予知連絡会会長の藤井敏嗣東大名誉教授は、「超巨大噴火の予知は、現代の科学では不可能」だとして、「原発の運転期間中に噴火があるかどうか判断できない」と、原発再稼働は認められないと述べている。

東京電力福島第一原発の事故によって、3年経った今でも15万人もの福島県民が避難生活を余儀なくされている。事故原因の究明も行われていない。福島事故の二の舞にさせないためにも、原発の再稼働はやめて再生可能エネルギーへの本格的転換を進めるべきである。

よって、町田市議会は、政府が、関西電力大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを命じた福井地裁の判決を重く受けとめ、すべての原発の再稼働の中止を決断をすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。